

ワーク・ライフ・バランス推進企業 e ラーニング 【募集要項】

1 事業の目的

ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組もうとしている事業者に対して、必要な法令知識・ノウハウ・最新事例など多くのテーマを、時間や場所に縛られずに受講できる環境を提供することにより、事業者の人材の確保・定着に寄与することを目的としています。

2 受講対象者

区内の事業所で実質的に事業活動を行っており、常時雇用する従業員の数がおおむね300人以下の事業者

※ 本事業の対象となる事業者の定義は別紙（P4～5）のとおり

3 e ラーニングの内容・科目

- 「e ラーニング」とは、インターネット上に掲載された講義動画などの学習コンテンツを受講者が視聴等して学習する仕組みです。パソコン、タブレット端末、スマートフォンで受講期間終了まで24時間いつでも受講可能です。
- ワーク・ライフ・バランスの推進に必要な法令知識・ノウハウ・最新事例等を学べるセミナーを含む約400講座が受講できます。

主な分野	主なコンテンツ
ワーク・ライフ・バランス関連	育児・介護との両立支援、男性育休、労務管理、人事評価、タイムマネジメント、リモートワーク、ハラスメント、メンタルヘルス
多様性	LGBT基礎、アンコンシャス・バイアス、ダイバーシティ&インクルージョン
その他 キャリアアップ等	ビジネス文書、ビジネスマナー、プレゼンテーション、リーダー講座、キャリアデザイン、英会話、資料の作り方

※ 株式会社インソースが提供する e ラーニング視聴サービス

「Leaf Lightning STUDIO」を使用します。

受講できるコンテンツや内容についての詳細は下記を参照してください。

[全テーマ一覧]

<https://www.insource.co.jp/it-tool/studio-lineup.html> →



- 令和8年3月末までに、アンケートを兼ねた受講報告書を提出していただきます。

4 受講料

無料

※ 受講に係る通信費は受講者にて負担してください。

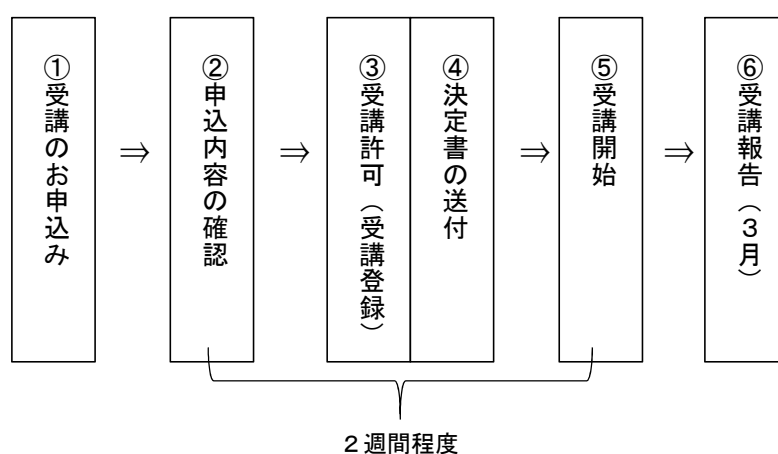
5 1事業者あたりの受講者限度数

1事業者につき3人（3ID）まで

※ 主に、代表者や人事労務担当者を対象としています。

※ 受講用のIDやパスワードは、その受講者の方専用のものです。複数人が同時ログインすることはできません。IDのアカウントの使い回しは、固くお断りいたします。

6 受講までの流れ



【①⑤⑥は事業者が行うこと】

①：申込書を提出

②～④：多様性社会推進課にて内容確認し、受講決定または不承認の決定書を送付します。決定書の送付に合わせ、受講案内をお送りします。

⑤：一連の申し込み手続きが完了しますと、登録したメールアドレスに受講用のサイトURL・ID・パスワードが届きます。そのメールが届いた日から受講を開始できます。システムから受講を行ってください。

※ お申込みから受講可能となるまで、状況によっては2週間程度かかります。また、審査の結果、受講できない場合があります。あらかじめご了承ください。

⑥：令和8年3月までに、アンケートを兼ねた受講報告書を提出していただきます。

7 受講に係る注意事項

- (1) パソコン、タブレット、スマートフォン等の機器は各自で準備してください。
- (2) 受講に係る通信費は、各自で負担してください。

(3) eラーニングシステムの操作方法についての問合せは、eラーニングシステム内に表示される問合せ先へご連絡ください。

(4) 動画教材の視聴推奨環境

ア インターネットブラウザ：Google Chrome 最新版、Firefox 最新版

Microsoft Edge 最新版、Safari 最新版

イ OS：Windows11、iOS 最新版

ウ 通信環境：固定回線（光回線など）または無線 LAN のような高速通信環境

8 申込期間、受講期間

申込期間（※）	受講期間
令和7年6月26日（木）～ 令和8年2月27日（金）	令和7年7月14日（月）～ 令和8年3月27日（金）

※ 先着順

上記期間内であっても、申込が予定件数に達した際には受付を終了します。

9 申込方法

申し込みは、事業所単位で行ってください（受講者個人での申し込みはできません）。

次のいずれかの方法により、事業所担当者が取りまとめてお申し込みください。

(1) 電子メール

件名に「eラーニングの申込」とご記載し、申込書を添付のうえ次の宛先にメールしてください。

〔メールアドレス〕 plaza-koza@city.adachi.tokyo.jp

◆申込書様式は足立区ホームページからダウンロードしてください。→

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/sankaku/chiikibunka/kuminsanka/e-learning.html>



(2) オンライン申請

足立区ホームページ内「オンライン申請」からお申込みください。→

<https://shinsei.city.adachi.tokyo.jp/apply/guide/3685>



10 受講報告について

令和8年3月までに、アンケートを兼ねた受講報告書を提出していただきます。報告書やアンケートの内容については、決定通知と合わせてお知らせします。

11 担当・お問い合わせ先

足立区地域のちから推進部 多様性社会推進課（男女参画プラザ）

所在地：〒123-0851 足立区梅田7-33-1 エル・ソフィア2階

電話：03-3880-5222 FAX：03-3880-0133

Eメール：danjo@city.adachi.tokyo.jp

■別紙 本事業の対象となる事業者

1 区内で事業を営む中小企業等または個人事業主であること

- (1) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に定める会社
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 3 条第 2 号に定める特例有限会社
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 22 条若しくは第 163 条の規定により成立した法人等（①～⑩を含む）
 - ① 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 30 条の 2 第 1 項で定める「弁護士法人」に該当するもの
 - ② 公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 34 条の 2 の 2 第 1 項で定める「監査法人」に該当するもの
 - ③ 税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 48 条の 2 で定める「税理士法人」に該当するもの
 - ④ 行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 13 条の 3 で定める「行政書士法人」に該当するもの
 - ⑤ 司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 26 条で定める「司法書士法人」に該当するもの
 - ⑥ 弁理士法（昭和 12 年法律第 49 号）第 37 条第 1 項で定める「弁理士法人」に該当するもの
 - ⑦ 社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）第 25 条の 6 で定める「社会保険労務士法人」に該当するもの
 - ⑧ 土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 26 条で定める「土地家屋調査士法人」に該当するもの
 - ⑨ 医療法人、社会福祉法人、学校法人等、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 2 の「公益法人等」に該当するもの
 - ⑩ 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 3 の「協同組合等」に該当するもの
- (4) 法人税法別表第 2 の「公益法人等」に該当するもののうち、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について公益法人等とみなされる、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項で定める特定非営利活動法人
 - ただし、特定非営利活動法人のうち、次のアからウのいずれかを満たすものは除きます。
 - ア 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とするもの
 - イ 特定団体の構成員または特定職域者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
 - ウ 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの
- (5) 労働者協同組合法（令和 2 年法律第 78 号）に定める労働者協同組合（ただし、法人税法別表第 2 の「公益法人等」に該当するもの及び同法別表第 3 の「協同組合等」に該当するものを除く。）

2 企業等の形態を満たしていること

3 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成 31 年 3 月 19 日付 30 総行革監第 91 号）に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体または東京都が設立した法人でないこと

4 個人事業主の場合は区内に事業所地があり税務署へ開業届を提出していること

5 中小企業等の場合は区内に本店登記、または支店の事業所があること

6 区内に本店登記や支店の事業所があるだけでなく、区内の事業所で実質的に事業活動を行っていること

実質的に事業活動を行っているとは、単に建物があることだけではなく、客観的に見て事業活動が行われていることを指します。申請書、ホームページ、看板や表札、電話等連絡時の状況、営業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

7 申請日の前日から起算して過去5年間に重大な法令違反等がないこと

違法行為による罰則の適用を受けた場合や労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された場合などの法令違反等があった企業等は申請できません。また、法令違反等の状況が解消されてから5年が経過している必要があります。

◆重大な法令違反とは次のことを指します。

- (1) 刑事罰、営業停止処分を受けた場合
- (2) 労働基準監督署により検察官に送致された場合
- (3) 消費者庁の措置命令があった場合
- (4) 上記各号と同等以上の法令違反であると判断される場合

8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業およびこれに類する事業を行っていないこと

9 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第3号に規定する暴力団員および同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）および法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと

10 常時雇用する従業員に関する定義

常時雇用する従業員とは次の①～③を指し、登録型派遣労働者は除きます。

- ① 期間の定めなく雇用されている労働者
- ② 有期雇用の場合、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる（*）労働者
- ③ 日々雇用契約更新される従業員でも、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者または採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる（*）労働者

* 「見込まれる」とは、労働契約書等により1年を超える期間まで引き続き雇用契約が締結されていることを指します。

申込日 令和 年 月 日

申込者	事業者名 (団体名)	
	代表者 役職・氏名	
	所在地	〒
	職種	
	担当者	氏 名 : 電 話 : メール :
希望 I D 数	人 (受講者名 :)	
受講目的		
※ 事務処理事項		

太枠内をご記入ください（※は記入不要です）

＜申込み・問い合わせ先＞足立区多様性社会推進課（男女参画プラザ）

〒123-0851 足立区梅田 7-33-1

電話：3880-5222 FAX：3880-0133

Eメールアドレス : plaza-koza@city.adachi.tokyo.jp

記入例

様式第1号（第6条関係）

足立区長

足立区ワーク・ライフ・バランス推進企業 eラーニング申込書

申込日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

申込者	事業者名 (団体名)	株式会社〇〇〇〇
	代表者 役職・氏名	代表取締役 〇〇 〇〇
	所在地	〒***-**** 足立区中央本町〇-〇〇-〇
	職種	〇〇業
	担当者	氏 名： 人事課 〇〇 〇〇 電 話：03-****-**** メー ル：***@****.****.****. jp
希望ID数	3 人（受講者名：〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、〇〇 〇〇）	
受講目的	人事労務担当者の社内研修のため	
※ 事務処理事項		

太枠内をご記入ください（※は記入不要です）

<申込み・問い合わせ先>足立区多様性社会推進課（男女参画プラザ）

〒123-0851 足立区梅田7-33-1

電話：3880-5222 FAX：3880-0133

Eメールアドレス：plaza-koza@city.adachi.tokyo.jp